

更生医療申請方法

下記のものを用意して、障がい福祉課で申請手続きをしてください。

- ① 申請書 (PDF)
- ② 身体障害者手帳
- ③ 医学的意見書 (三重県障害者相談支援センターへリンク)
- ④ 受診者本人の健康保険証 (国民健康保険の場合は、加入者全員分の写しも必要です)
- ⑤ 同意書 (PDF) (世帯 (※1) 全員分の住所・氏名・個人番号が必要です)
- ⑥ 所得課税証明書 (1月1日 (※2) 時点で、鈴鹿市に住民登録のない人 (鈴鹿市で所得等の確認ができない人) のみ提出してください。)
- ⑦ 収入申告書 (PDF) (1月1日 (※2) 時点で、⑤の「世帯」全員の市区町村民税が、非課税の場合のみ必要です。)

その他、治療内容により別途必要な書類がありますので、詳しくは障がい福祉課までお問い合わせください。

※1「世帯」とは、受診者が加入する医療保険が健康保険、共済保険、船員保険等の場合には、扶養及び被扶養の関係にある者全員、国民健康保険、後期高齢者医療、退職国保、医師国保、建設国保等の場合には、同一保険に加入している者全員をさします。

申請期間 (例)

令和3年1月1日 ← 6月30日 7月1日 ← 12月31日

令和2年度所得課税
証明書
(令和元年分所得)

※2 : 令和2年1月1日

令和3年度所得課税
証明書
(令和2年分所得)

※2 : 令和3年1月1日

☆事前申請が原則となりますので、必ず治療開始前に申請ください。

☆判定後、受給者証を発行しますので、申請から認定まで1ヶ月ほどかかります。